

平成 31 (2019) 年 1 月 7 日
社会保険労務士法人 法改正研究所

「働き方改革法施行間近！」ひと味違う法改正講座がプレススタート

～生では食べづらい法改正を独自のアレンジで食べやすく、お届けします～

社会保険労務士法人 法改正研究所 (Kaisei Labo、千葉県市川市南八幡 4-2-5 代表:加藤正紀) は、平成 31 (2019) 年 1 月より、法改正講座を随時、開催してまいります。

【URL <https://kaiseilabo.or.jp/>】

法改正は難しい、情報が伝わってこない、対応している時間がない、といった声がよく聞かれます。Kaisei labo は、こういったお悩みにこたえるべく、法改正を独自のアレンジでわかりやすくお伝えさせていただきます。

独自のアレンジとは、徹底的な可視化です(Visualize the revision to the law)。「改め文」と呼ばれる一般人が読んでもまったくわからない法改正の条文をときほぐし、「改正前」「改正」「改正後」の三つのステータスにわけたレジュメとこれに基づく解説で、人事総務担当者の「食わずぎらい」を解決します！

働き方改革実行計画や働き方改革関連法の動向など、法改正の頻度や大きさは近年ますます企業実務に影響を及ぼすようになってきており、企業はこれらの流れに的確に対応することが求められています。

働き方改革関連法の第一弾の施行日である平成 31 (2019) 年 4 月 1 日を間近に控え、Kaisei labo は「法改正に、味つけを。」「法改正を、可視化する。」をキーワードに、これまでの法改正を伝えるセミナーとはひと味違った講座を開催してまいります。



■概要と特徴

- ・内 容 企業・団体等の人事・総務担当者向けに法改正情報をお伝えする講座です。理解度に合わせたレベル別の講座開催も検討しています。
- ・日 時 原則平日に行いますが、平日は業務多忙などの理由により参加できない方のために、同じ内容の土曜日における開催も行う予定です。
- ・場 所 本八幡(千葉県市川市)近辺を主に予定していますが、ご要望やニーズに応じて、都内やその他の地域における開催も検討しています。
- ・受講料 2時間の講座で5,000円程度を予定しています(初回開催については無料でのご招待)。

プレスタートとなる第0弾は、平成31(2019)年1月29日(火)15:00から「働き方改革法のうち労働安全衛生法の改正について」を開催いたします。

働き方改革法は8本に及ぶ法律の改正となっていますが、主として労働基準法の改正内容については各種セミナー等が開催されているものの、労働安全衛生法について焦点を当てたものは少ないのが現状です。

今回は、初回開催を記念して特別に無料でご招待とさせていただきます。先着順とさせていただきますので、お早めにお申し込みください。

お申し込みは専用受付フォームのみからとさせていただきます。ご参加希望の方は、下記URLからご予約をお願いいたします。

https://eipro.jp/kaiseilabo_seminar/

本リリースは、Kaisei labo主催の講座のご案内ですが、各企業・団体等の主催および共催等のセミナーへの登壇についてのお問い合わせは下記までお願いいたします。

【社会保険労務士法人 法改正研究所について】

社会保険労務士法人 法改正研究所は、オウンドメディア「法改部」(人事労務の法改正情報のデータベース)と「法改部ログ」(人事労務の法改正情報のブログ)を運営する社会保険労務士法人です。

オウンドメディアによる情報提供、講座・セミナーの開催、就業規則など社内規程の整備や人事労務相談対応などを通じて、より頻繁で複雑化していく法改正への企業・団体の対応をサポートしています。

URL : <https://kaiseilabo.or.jp/>

所在地 : 千葉県市川市南八幡 4-2-5

代表者名 : 社会保険労務士 加藤 正紀

【本リリースに関するお問い合わせ先】

お問い合わせフォーム : <https://kaiseilabo.or.jp/contact/>

E-mail : contact@kaiseilabo.or.jp

TEL : 047-711-2152